令和6年度 不正防止計画(方針と計画)

(令和6年4月1日策定)

テクノプレミア株式会社は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

1 方針

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者(以下「防止計画推進担当」)は、管理部とする。
- (2) 防止計画推進担当は、統括管理責任者とともに、会社全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (4) 防止計画推進担当は、内部監査員と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか会社全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (5) 不正防止計画の策定にあたっては、上記(4)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (6) 研究を実施する部署は、不正根絶のために、防止計画推進担当と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

2 不正防止計画

上記 1 - (4) に基づく検討の結果、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の要請事項(設問)に未対応であることを不正発生要因と捉え、それへの対策として令和6年度の不正防止計画を(別紙)のとおり策定・実施する。

令和6年度 不正防止計画

	不正発生要因	不正防止計画	担当	備考
1	公的研究費の管理体制	1) 管理体制をHPに掲載(又は第	最高管	1-2)は「コン
	や通報・相談窓口が周	三者が閲覧可能な箇所に社内掲	理責任	プライアンス教
	知されない。	示)する。	者	育・啓発活動等
	(設問 1~3·20·47)	2) 責任体制並びに通報・相談窓口		の実施計画(令和
		の説明		6年度)」に織込
				み(10月)
2	コンプライアンスに係	1) コンプライアンス教育・啓発活	コンプ	コンプライアン
	る構成員の意識が向上	動等の実施計画を策定し実施す	ライア	ス教育・啓発活
	しない。	る。	ンス推	動等の実施計画
	(設問 6~11)	2) 上記の一環として行動規範を策	進責任	(令和6年度)
		定する。	者	
3	競争的研究費等に係る	1) 該当するルールを明確化し、存	コンプ	競争的資金等に
	事務処理手続に関する	在や保管場所等を周知する。	ライア	係る事務処理手
	ルールが不明確。	2) ルールの遵守状況等をモニタリ	ンス推	続に関するルー
	(設問 12~15)	ングする。	進責任	ルへの対応につ
			者	いて
4	競争的研究費等の事務	1) 職務分掌や職務権限等に係るル	または	競争的研究費等
	処理に関する職務権限	一ルを明確化する。	防止計	に係る職務権限
	等が不明確	2)職務分掌や職務権限等に係るル	画推進	の明確化につい
	(設問 16~19)	ールの遵守状況等をモニタリン	担当	て
		グする。		
5	第三者からの実効性の	1) 四半期に一度、予算の執行状況		公的研究費の適
	あるチェックが効くシ	をモニタリングする。		正な運営・管理
	ステムがない・機能し	2) 半期に一度、以下の二点をモニ		活動に係る対応
	ていない。	タリングする。		について
	(設問 37~46)	・発注時点での支出財源の特定		
		状況		
		・総務部による非常勤雇用者の労		
		務管理等の状況		